

# 住宅の省エネ改修に対する固定資産税の減額制度について

現行の省エネ基準に適合する改修工事を新たに行った既存住宅に対して、翌年度の固定資産税が減額されます。

## ◆ 減額を受けるための条件

- (1) 平成20年1月1日以前から所在する住宅（賃貸住宅を除く）であること
- (2) 改修工事費に要した費用の額が30万円以上であること。  
※新築住宅、耐震改修の減額措置と同時には適用されません。  
(バリアフリー改修減額は同時に適用されます。)

## ◆ 改修工事の期間

- ・平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われた省エネ改修工事

## ◆ 改修工事の内容

次の①から④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと。

- ①窓の改修工事
- ②床の断熱改修工事
- ③天井の断熱改修工事
- ④壁の断熱改修工事

※①から④までの改修工事により、それぞれの部位が現行の省エネ基準に新たに適合すること（外気等と接する部位の工事に限ります。)

## ◆ 減額年度

- ・工事を完了した年の翌年度（1年度分のみ）

## ◆ 減額される税額

- ・1戸あたりの床面積が120㎡までの住宅は、税額の1/3を減額
- ・1戸あたりの床面積が120㎡を超える住宅は、120㎡相当の税額の1/3を減額

## ◆ 減額を受けるための提出書類

- ①住宅省エネ改修に伴う固定資産税の減額申告書
- ②建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関による証明書（省エネ基準適合証明書）
- ③省エネ改修に要した費用を証する書類・・・契約書又は領収書
- ④改修工事前後の写真

## ◆ 申告方法

- ・改修後3ヶ月以内に必要書類を持参の上、美波町税務保険課または由岐支所住民室に申告してください。

## ◆ 問い合わせ先

- ・美波町税務保険課 ☎0884-77-3615まで

## 「防ごう犯罪と非行 助けよう立ち直り」 第58回 “社会を明るくする運動”

法務省主唱の第58回“社会を明るくする運動”は犯罪・非行の防止と更正の援助のため、毎年7月を強調月間として全国で様々な行事や活動が展開されます。

今年のテーマは「おかえり。」です。人は変わることができる。そう信じることから更生保護はスタートします。犯罪や非行からの立ち直りを社会の一人ひとりが支えていく。更正への希望はあなたの「おかえり。」から生まれます。

海部地区保護司会